

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人倫青会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるためのものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 役員等 役員及び評議員をいう。
- (3) 報酬等 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の34第1項第3号に規定する報酬等をいう。
- (4) 費用 職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

(報酬の種類及び額)

第3条 当法人の役員に対して、お歳暮代を支給し、役員のうち、理事長に対して理事長報酬を支給する。

- 2 理事長報酬は、月額100,000円とする。
- 3 役員に対し、お歳暮代として5,000円相当額の物品を支給する。
- 4 評議員には、報酬を支給しない。

(報酬等の支払い方法)

第4条 理事長報酬の支給方法及び支給日は、給与規程に定める支給方法及び支給日に準ずる。

- 2 お歳暮代は、毎年12月に支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除が必要な額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等の額を控除して支給する。

(費用)

第5条 役員等が職務執行に当たって費用を要する場合は、旅費規程に基づき、所定の額を支給する。

(公表)

第6条 社会福祉法第59条の2第1項第2号の規定による報酬等の支給の基準の公表は、この規程を公表することにより行うものとする。

(規程の変更)

第7条 この規程の変更は、評議員会の承認を受けて行うものとする。

附則

この規程は、平成29年6月17日から実施する。

附則

平成29年9月16日一部改正

平成31年2月17日最終改正